

付属資料

○付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78

【諮問】

- ・ 「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」の中央教育審議会への諮問について

【第一部関係審議】

- ・ 中央教育審議会における審議の経過(第一部関係)
- ・ 中央教育審議会実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会の設置について
(平成27年4月14日 中央教育審議会決定)

【第二部関係審議】

- ・ 中央教育審議会における審議の経過(第二部関係)
- ・ 生涯学習分科会における部会の設置について(平成27年4月27日 生涯学習分科会)

【委員名簿】

- ・ 第8期中央教育審議会委員
- ・ 中央教育審議会実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会委員
- ・ 第8期中央教育審議会生涯学習分科会委員
- ・ 中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会 委員名簿

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」の中央教育審議会への諮問について

教育再生実行会議

第5次提言(H26.7.3)

- ・ 社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

第6次提言(H27.3.4)

- ・ 第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。
- ・ 国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。例えば、ICTを活用し、学修履歴を記録し、活用できる基盤となるような仕組みを整備する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議

(H26.10より開催 H27.3審議のまとめ)

【基本的方向性】

- 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする
 - 〔 国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため 大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組とする必要性等を勘案 〕

【制度化の主要論点】

- 主目的は、「質の高い専門職業人養成のための教育」とする
- 実習、実技、演習、実験等を重視
 - PBLやインターンシップを積極的に導入
- 教育課程編成や評価に産業界が参画
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、国により設置認可 等

中央教育審議会への諮問(H27.4.14)

- 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について、文部科学大臣より、以下の事項の審議を要請（→ 総会に置く特別部会(新設)及び生涯学習分科会に置く部会(新設)において、それぞれ審議）

<検討事項>

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成について(新たな高等教育機関の制度化)

- ・ 社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計
- ・ 高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
- ・ 高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み

○ 生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について

- ・ 各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質保証の仕組みづくりとこれらを様々な場面で活用できるようにするための方策
- ・ 情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者や大学等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組み

27文科生第38号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について

平成27年4月14日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理 由)

日本は課題先進国であると言われていています。急激な高齢者人口の増大と生産年齢人口の減少により、諸外国に先駆けて突入した超高齢社会、人口の自然減と社会減が急激に進んだ地方の消滅危機、世界のフラット化・ボーダレス化による国際競争の激化、産業構造の変化や厳しい経済状況による経済的格差の拡大やその固定化の懸念。こうした先進国共通の課題が、我が国においては急速に進行しており、ひとつひとつ迅速に解決していくことで、課題解決先進国とならなければなりません。さらに、技術革新に伴う今後の社会の変化についても、特に職業の在り方は急速に変化していくことが予想され、今ある職業の多くが存在しなくなることも想定しなければなりません。

一方、社会の成熟化に伴い、個人の価値観やライフスタイルが多様化しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視される時代にあって、仕事以外の時間をいかに創造的かつ生産的に過ごすかということは、それぞれの幸福や生きがいにとって重要性を増してきています。また、昨年12月に中央教育審議会が答申した「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」では、これからの時代に求められる力を見定めた上で、高等学校教育や大学教育、大学入学者選抜において、多様な背景を持つ一人一人が積み上げてきた多様な力や学習成果を、多様な評価方法によって公正に評価することが重要であると述べられていますが、誰もが社会に出た後も学び続ける「全員参加型の生涯学習社会」を実現する上でも、積み上げた学習の成果が可視化された上評価され、次の段階の活動につながっていくことは極めて重要です。課題先進国である我が国が抱える様々な課題の解決に全員参加で取り組んでいくためにも、生涯学習による自らの可能性の拡大、自己実現、そして社会貢献や地域課題解決への発展が今まで以上に求められる時代になったと言えます。

このような状況を踏まえ、その前提条件とも言うべき、個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について、次の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成についてであります。

中央教育審議会においては、平成23年に「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が答申されました。その中では、実践的・創造的な職業人、あるいは卓越した知識・技能を有する人材を高等教育機関が育成していく必要性を指摘しており、職業教育の充実方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みの整備を御提言いただきました。しかしながら、社会のグローバル化はさらに急速に進み、世界的に人材の流動性も高くなってきています。また、変化のスピードが年々増しており、近い将来、今ある職業の多くが、新たな職業に入れ替わっていくことも想定しなければならなくなっています。このような状況下においては、どんな状況の変化にも対応しうる汎用的な知識・技能・態度を備えることを基本として、専門的かつ高度な職業能力を有しつつ、国際的

に通用する人材や、新たな技術や技能を素早く修得して、変化に対応し続けることができる人材が産業界をはじめとする社会から求められており、質の高い実践的な職業教育を受ける機会を充実させる必要性が高まっています。そうした状況も踏まえながら、教育再生実行会議の第5次提言においては、既存の学校種における職業教育の充実に加え、人材需要に即応した質の高い職業人育成と社会人の学び直しの機会の充実などを目的とした実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が提言されました。また、第6次提言においても、地域経済の活性化や地域課題の解決に向けた職業人育成の観点から新たな高等教育機関の制度化に向けた取組の推進が提言されています。文部科学省としては、こうした提言を踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議を開催し制度化の基本的な方向性について議論を進めてきたところであり、先般、「審議のまとめ」が取りまとめられたところです。

これらを踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（以下「新機関」という。）の制度化に向けて、具体的に以下の事項について検討をお願いします。

- 産業・経済の状況により変化が激しい社会の多様な人材ニーズに対応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計について
- 現在の大学の制度や体系との関係を踏まえ、高等教育機関としての教育の質を確保し、新機関における学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方について
- 専門高校生を含む高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に、就職後も社会人が学習しやすい仕組みについて
- その他、新機関の制度化に関し必要な事項について

第二に、生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備についてであります。

先にも述べたとおり、職業を通じての社会貢献のみならず、仕事以外の時間を使い、様々な機会を通じて学びを深め、自身の可能性の拡大、自己実現、社会貢献や地域課題解決に取り組むことは、今後ますます重要になってくると考えられます。そして、これらの課題解決に取り組む人と人のネットワークを構築し、地域の人々の力を結集することで、地域が自立的に発展していくことが求められる時代、正に全員参加による課題解決の時代になっていくと考えられます。

こうした考え方の一部は、中央教育審議会が平成20年に答申した「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」でも示されていたものです。具体的には、学習機会の提供・支援における情報通信技術を活用した具体的方策の充実のほか、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにするための教育サービスの質保証の在り方や学習成果の評価の在り方を検討することが必要であるとされていました。しかしながら、国を超えて展開するMOOC（大規模公開オンライン講座）、家庭におけるタブレット端末を使用した学習サービス、スマートフォンによる移動中の隙間時間を利用した学習の広がりなど、その後の情報通信技術の進展によって、人々の学習スタイルは劇的に変化しています。一方、学校教育上の効果や資格

取得に結びつくものについては、各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質を確保する仕組みがより一層求められるようになりました。本年3月にまとめられた教育再生実行会議の第6次提言においても、社会人がいつでも学び、キャリアアップを図ることができるようeラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進するとともに、個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかすことができるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質・内容を保証する仕組みを構築することが提言され、改めてその実現に向けた検討が求められています。

これらを踏まえ、具体的には以下の事項について検討をお願いします。

- eラーニングの発展にも対応した、各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質を保証する仕組みづくりと、これらを、進学や就職、キャリアアップなどの人生における節目や、地域課題の解決など、様々な場面で活用できるようにするための方策について
- 情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者、放送大学をはじめとした大学、社会教育施設等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組みについて
- その他、生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

中央教育審議会における審議の経過（第一部関係）

【総会】

- 第99回総会（平成27年4月14日）
 - ・ 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）
- 第105回総会（平成28年2月10日）
 - ・ 審議経過報告（骨子素案）について
- 第106回総会（平成28年4月18日）
 - ・ 審議経過報告について
- 第107回総会（平成28年5月30日）
 - ・ 答申（案）について

【特別部会】

- 第1回特別部会（平成27年5月15日）
 - ・ 意見交換等
- 第2回特別部会（平成27年6月29日）
 - ・ 職業教育に関するニーズについて①
- 第3回特別部会（平成27年7月27日）
 - ・ 職業教育に関するニーズについて②
 - ・ 諸外国の制度の概要について
- 第4回特別部会（平成27年9月1日）
 - ・ 新制度の制度設計について①
- 第5回特別部会（平成27年10月2日）
 - ・ 新制度の制度設計について②
- 第6回特別部会（平成27年10月21日）
 - ・ 新制度の制度設計について③
- 第7回特別部会（平成27年11月13日）
 - ・ 新制度の制度設計について④
- 第8回特別部会（平成27年12月7日）
 - ・ 新制度の制度設計について⑤

- 第9回特別部会（平成28年1月20日）
 - ・ 審議経過報告（骨子素案）について
- 第10回特別部会（平成28年2月12日）
 - ・ 審議経過報告（素案）について
- 第11回特別部会（平成28年2月26日）
 - ・ 審議経過報告（案）について
- 第12回特別部会（平成28年3月15日）
 - ・ 審議経過報告（案）について
- 第13回特別部会（平成28年3月30日）
 - ・ 関係団体からのヒアリング
- 第14回特別部会（平成28年4月11日）
 - ・ 関係団体からのヒアリング
- 第15回特別部会（平成28年4月26日）
 - ・ 新制度の制度設計について
- 第16回特別部会（平成28年5月10日）
 - ・ 答申素案について
- 第17回特別部会（平成28年5月25日）
 - ・ 答申（案）について

【大学分科会関係】

- 第43回大学分科会大学教育部会（平成28年3月9日）
 - ・ 特別部会の審議状況について
- 第127回大学分科会（平成28年3月18日）
 - ・ 特別部会の審議状況について

中央教育審議会実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の 制度化に関する特別部会の設置について

平成27年4月14日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成12年政令第280号）第6条及び中央教育審議会運営規則（平成27年2月25日中央教育審議会決定）第4条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会

（所掌事務）

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する専門的な調査審議を行うこと。

中央教育審議会における審議の経過（第二部関係）

【総会】

- 第99回総会（平成27年4月14日）
 - ・個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）

- 第105回総会（平成28年2月10日）
 - ・審議経過報告（骨子素案）について

- 第106回総会（平成28年4月18日）
 - ・審議経過報告について

【生涯学習分科会】

- 第77回生涯学習分科会（平成27年4月27日）
 - ・個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について

- 第78回生涯学習分科会（平成27年7月23日）
 - ・中間まとめ（素案）について ※学習成果活用部会（第4回）と合同開催

- 第79回生涯学習分科会（平成27年10月9日）
 - ・中間まとめについて

- 生涯学習分科会（委員懇談会）（平成28年1月25日）
 - ・審議経過報告骨子（素案）について ※学習成果活用部会（第9回）と合同開催

- 第82回生涯学習分科会（平成28年3月25日）
 - ・審議経過報告（案）について

- 第83回生涯学習分科会（平成28年5月23日）
 - ・答申（案）について

【学習成果活用部会】

- 第1回学習成果活用部会（平成27年6月4日）
 - ・学習成果活用部会の主な検討事項について

- 第2回学習成果活用部会（平成27年6月18日）
 - ・個々人の学習履歴を記録・活用できる仕組み等に関する審議

- 第3回学習成果活用部会（平成27年7月3日）
 - ・中間まとめに向けた論点整理について

- 第4回学習成果活用部会（平成27年7月23日）
 - ・中間まとめ（素案）について ※生涯学習分科会（第78回）と合同開催
- 第5回学習成果活用部会（平成27年8月20日）
 - ・中間まとめ（案）について

<平成27年9月16日 学習成果活用部会 中間まとめ 取りまとめ>

- 第6回学習成果活用部会（平成27年9月17日）
 - ・検定試験の質の確保について
- 第7回学習成果活用部会（平成27年10月22日）
 - ・検定試験の質の確保について
- 第8回学習成果活用部会（平成28年1月15日）
 - ・検定試験の質の確保について
 - ・審議経過報告骨子（素案）について
- 第9回学習成果活用部会（平成28年1月25日）
 - ・審議経過報告骨子（素案）について ※生涯学習分科会（委員懇談会）と合同開催
- 第10回学習成果活用部会（平成28年2月19日）
 - ・検定試験の質の確保、社会的活用の促進について
- 第11回学習成果活用部会（平成28年2月24日）
 - ・検定試験の社会的活用の促進について
 - ・審議経過報告（素案）について
- 第12回学習成果活用部会（平成28年3月14日）
 - ・審議経過報告（案）について

<平成28年3月30日 学習成果活用部会 審議経過報告 取りまとめ>

- 第13回学習成果活用部会（平成28年4月25日）
 - ・答申（素案）について

生涯学習分科会における部会の設置について

平成27年4月27日
生涯学習分科会

中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）第6条、中央教育審議会運営規則（平成27年2月25日中央教育審議会決定）第4条に基づき、生涯学習分科会に次の部会を設置する。

1 学習成果活用部会

(所掌事務)

生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備に関する重要事項を調査審議すること。

2 学校地域協働部会

(所掌事務)

学校と地域がパートナーとなり、連携・協働体制を築くための地域人材の養成と、地域住民の学びの機会の充実等を通じた地域振興のための環境整備に関する重要事項を調査審議すること。

第8期中央教育審議会委員

平成27年2月15日発令
(50音順)

会 長	北山 禎介	三井住友銀行取締役会長
副会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
副会長	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アト・ハイス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会前会長・特任業務執行理事
	小原 芳明	玉川大学長
	帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、大阪市教育委員会委員
	亀山 郁夫	名古屋外国語大学長
	菊川 律子	放送大学特任教授（福岡学習センター所長）
	五神 真	東京大学総長
	小室 淑恵	株式会社ワーク・ライバランス代表取締役社長
	櫻井よしこ	公益財団法人国家基本問題研究所理事長
	志賀 俊之	日産自動車株式会社代表取締役副会長
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	竹宮 恵子	京都精華大学学長、漫画家
	田中 庸恵	千葉県市川市教育委員会教育長
	田邊 陽子	日本大学法学部准教授
	永田 恭介	筑波大学長
	中根 滋	学校法人東京理科大学前理事長、UWiN株式会社代表取締役兼CEO
	成田真由美	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事
	羽入佐和子	お茶の水女子大学前学長、国立研究開発法人理化学研究所理事
	林 文子	横浜市長
	坂東眞理子	昭和女子大学学長
	日比谷潤子	国際基督教大学学長
	福田 純子	練馬区立光が丘春の風小学校校長
	牧野 正幸	株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	山田 啓二	京都府知事
	米田 進	秋田県教育委員会教育長

(30名)

中央教育審議会
実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会委員

(50音順)

- | | |
|---------|---|
| 相原 康伸 | 日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合総連
合会会長 |
| 青山 伸悦 | 日本商工会議所理事・事務局長 |
| 麻生 隆史 | 学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長 |
| 安部 恵美子 | 長崎短期大学学長 |
| 生重 幸恵 | 特定非営利活動法人スクール・アドバンス・ネットワーク理事長、一般社団
法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事 |
| 内田 龍男 | 独立行政法人国立高等専門学校機構顧問、東北大学名誉教授、
仙台高等専門学校特命教授、名誉教授 |
| 岡本 比呂志 | 学校法人中央情報学園理事長 |
| 金子 元久 | 筑波大学特命教授 |
| 金丸 恭文 | フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループ CEO |
| 川越 宏樹 | 学校法人宮崎総合学院理事長 |
| 北山 禎介 | 三井住友銀行取締役会長 |
| 國枝 マリ | 津田塾大学前学長 |
| ○黒田 壽二 | 金沢工業大学学園長・総長 |
| 小杉 礼子 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー |
| 佐々木 かをり | 株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、株式会社ユニカルインターナショナル代表
取締役社長 |
| 佐藤 東洋士 | 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| 鈴木 道子 | 山形県立米沢栄養大学学長、山形県立米沢女子短期大学学長 |
| 千葉 茂 | 日本工学院専門学校校長 |
| 寺田 盛紀 | 岡山理科大学教授、名古屋大学名誉教授 |
| 富山 和彦 | 株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO |
| 永里 善彦 | 株式会社旭リサーチセンター相談役、一般社団法人日本経済団体連合会
産業技術委員会産学官連携推進部会長 |
| ◎永田 恭介 | 筑波大学学長 |
| 長塚 篤夫 | 順天中学校・高等学校長 |
| 前田 早苗 | 千葉大学国際教養学部教授 |
| 牧野 正幸 | 株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者 |
| 益戸 正樹 | パークレイズ証券株式会社顧問、株式会社肥後銀行取締役 |
| 米田 進 | 秋田県教育委員会教育長 |

◎部会長 ○副部会長
(27名)

第8期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委員：平成27年2月15日発令

臨時委員：平成27年3月20日発令

(50音順)

(委員)

- | | |
|--------|--|
| ◎明石 要一 | 千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授 |
| 生重 幸恵 | 特定非営利活動法人スクール・アドバイザー・ネットワーク理事長、
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事 |
| 尾上 浩一 | 公益社団法人日本PTA全国協議会前会長・特任業務執行理事 |
| ○菊川 律子 | 放送大学特任教授（福岡学習センター所長）、
九州電力株式会社社外取締役 |
| 小室 淑恵 | 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 |
| 竹宮 恵子 | 京都精華大学学長、漫画家 |
| 田中 庸恵 | 千葉県市川市教育委員会教育長 |

(臨時委員)

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 相原 康伸 | 日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合
総連合会会長 |
| 金藤ふゆ子 | 文教大学人間科学部教授 |
| 清國 祐二 | 香川大学生涯学習教育研究センター長（併）教授 |
| ○清原 慶子 | 東京都三鷹市長、三鷹まちづくり総合研究所所長 |
| 左京 泰明 | 特定非営利活動法人シブヤ大学学長 |
| 佐野 元彦 | 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長 |
| 白井 克彦 | 放送大学学園理事長 |
| 白石 勝也 | 前愛媛県松前町長 |
| 鈴木みゆき | 和洋女子大学人文学群こども発達学類教授 |
| 高見由香里 | 株式会社イトクロ取締役管理本部長 |
| 平岩 国泰 | 特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事 |
| 平田 眞一 | 学校法人第一平田学園理事長 |
| 牧野 篤 | 東京大学大学院教育学研究科教授 |
| 山崎 亮 | 東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科長 |
| 山野 則子 | 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授 |
| 山本 健慈 | 一般社団法人国立大学協会専務理事 |
| 横尾 俊彦 | 佐賀県多久市長 |

(24名)

(◎：分科会長、○：副分科会長)

中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会 委員名簿

- 大畑 貴弘 株式会社リアルグローブ代表取締役社長
- 加藤 浩 放送大学教授
- ◎ 菊川 律子 放送大学特任教授、福岡学習センター所長
- 清原 慶子 三鷹市長
- 栗山 健 株式会社学研ホールディングス学研教育総合研究所所長、
JMOOC事務局次長、ICT CONNECT 21代表幹事
- 今野 雅裕 政策研究大学院大学教授、学長特別補佐
- 左京 泰明 特定非営利活動法人シブヤ大学学長
- 三瓶 千香子 桜の聖母短期大学キャリア教養学科准教授、
桜の聖母短期大学生涯学習センター長
- 柴山 直 東北大学大学院教育学研究科教授
- 高見 由香里 株式会社イトクロ取締役管理本部長
- 西辻 正副 奈良学園大学統括副学長
- 萩原 民也 特定非営利活動法人日本語検定委員会事務局長
- 藤田 公仁子 富山大学地域連携推進機構生涯学習部門副部門長、教授
- 益川 弘如 静岡大学学術院教育学領域准教授、
大学院教育学研究科附属学習科学研究教育センター長
- 宮井 あゆみ 公益財団法人画像情報教育振興協会事務局長
- 山本 健慈 一般社団法人国立大学協会専務理事

敬称略・五十音順 (計：16名)

(◎：部会長、○：副部会長)